

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第27号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年岩手県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員を派遣することができる公益的法人等)</p> <p>第2条 条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) <u>公益財団法人岩手県国際交流協会</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>公益財団法人いわてリハビリテーションセンター</u></p> <p>(5) <u>公益財団法人いきいき岩手支援財団</u></p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) <u>公益財団法人岩手生物工学研究センター</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) <u>公益財団法人岩手県体育協会</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第2条第1項第3号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) <u>学校法人岩手医科大学</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>岩手県農業会議</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(派遣職員の復帰時における処遇)</p> <p>第4条 条例第3条第1号に規定する派遣職員（企業職員（地</p>	<p>(職員を派遣することができる公益的法人等)</p> <p>第2条 条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>公益財団法人岩手県国際交流協会</u></p> <p>(4) <u>公益財団法人いきいき岩手支援財団</u></p> <p>(5) <u>公益財団法人いわてリハビリテーションセンター</u></p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>(8) <u>公益財団法人岩手生物工学研究センター</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) <u>一般社団法人岩手県農業会議</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) <u>公益財団法人岩手県体育協会</u></p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第2条第1項第3号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>学校法人岩手医科大学</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(派遣職員の復帰時における処遇)</p> <p>第4条 条例第3条第1号に規定する派遣職員（企業職員（地</p>

方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。）である派遣職員及び技能職員等（同法附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第37条から第39条までの規定が準用される職員をいう。）である派遣職員を除く。以下「派遣職員」という。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号。以下「初任給等規則」という。）第19条の規定にかかわらず、初任給等規則第10条第1項第1号に掲げる職務の級への昇格にあつてはあらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級への昇格にあつては人事委員会の定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。）である派遣職員及び技能職員等（同法附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条及び第39条の規定が準用される職員をいう。）である派遣職員を除く。以下「派遣職員」という。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号。以下「初任給等規則」という。）第19条の規定にかかわらず、初任給等規則第10条第1項第1号に掲げる職務の級への昇格にあつてはあらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級への昇格にあつては人事委員会の定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。